

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の  
見直しに関する  
調査研究報告書

平成29年3月

株式会社 三菱総合研究所

(vi) 韓国特許庁 (KIPO)

デザイン登録を受けようとする者は、願書その他、所定の図面を提出しなければならない(デザイン保護法第 37 条第 2 項、デザイン保護法施行規則第 35 条)。図面は、規則[別紙第 4 号書式]に沿って作成されなければならないが、デザインの全体的な形態を明確に表現しなければならない(デザイン審査基準第 2 部第 1 章第 2 節 1))。デザインの表現が具体的でなく、工業上利用できないデザインは、デザイン保護法第 33 条第 1 項本文に違反し、デザイン登録を受けることができない。

デザイン審査基準第 4 部第 2 章第 2 節 11)では、下記の場合には、図面の一部を省略したとしても、デザイン登録を受けることができるとしている。

① 下記表の左欄に該当する場合 (デザイン審査基準第 4 部第 2 章第 2 節 11))

この場合、中央欄に記載の図面を省略することができる。このとき、右欄のように、「デザインの説明」の欄に省略した理由を記載しなければならない。

また、平面的な物品であって、裏側部分の模様がない場合には「裏側部分は模様なし」と記載することができる。この記載がない場合には、模様がないものとみなされる。

区分	提出図面	記載方法
(1) 前面部分と裏面部分が同じか対称である場合	前面部分又は裏面部分	「裏面部分は前面部分と同じ(対称)であため省略する」又は「前面部分は裏面部と同じ(対称)であるため省略する」
(2) 左面部分と右面部分が同じか対称である場合	左面部分又は右面部分	「右面部分は左面部分と同じ(対称)であため省略する」又は「左面部分は右面部と同じ(対称)」

		であるため省略する」
(3) 上面部分と下面部分が同じか対称である場合	上面部分又は下面部分	「下面部分は上面部分と同じ（対称）であため省略する」又は「上面部分は下面部と同じ（対称）であるため省略する」
(4) (1)、(2)、(3)の他、同じ部分が複数ある場合、	同じ部分のうち一つの部分	当該理由を説明
(5) 常に設置又は固定されているため、特定部分が視認されない場合	特定部分を除いた残りの部分	当該理由を説明
(6) 画像デザインである場合	画像デザインが図示される部分	当該理由を説明

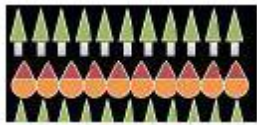
② 連続又は反復するデザインの場合（デザイン審査基準第4部第2章第2節16））

立体的な物品で形状が連続するデザインや、平面的な物品で模様が連続又は反復するデザインであるにも関わらず、図面にその連続状態が分かるように図示（模様の一単位が1.5回以上繰り返されなければならない）されていないか、「デザインの説明」の欄に形状や模様が連続する方向又は反復することについての説明がない場合には、当該デザインには工業上の利用可能性がないとされている。したがって、上記のような図面上の記載、「デザインの説明」の欄における記載が存在する場合には、その他の部分の図面の記載を省略できると考えられる。

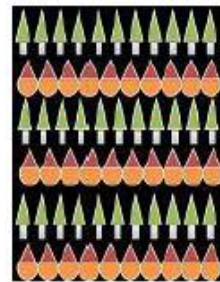
デザイン審査基準第4部第2章第2節16)に掲載されている図面の記載例

(例)「織物生地」デザインの図面に模様が上・下、及び(又は)右・左に連続・反復する状態を表す図示

正しくない図示



正しい図示

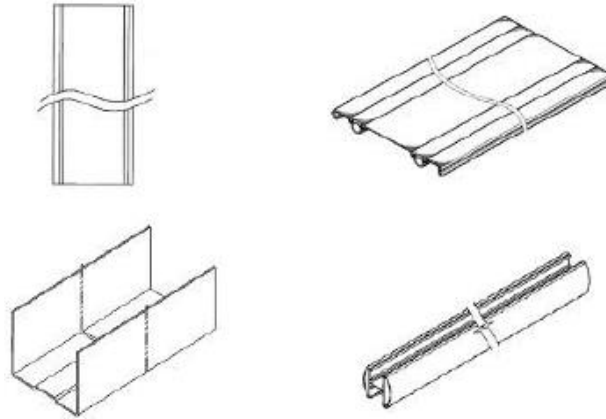


- ③ 長さが限定された物品の場合 (デザイン保護法施行規則 [別表2] 3、デザイン審査基準第4部第2章第2節17))

長さが限定された長尺の物品の一部を、二行の平行した一点鎖線で切断し表現する等して、当該部分の図面の記載を省略することができる。この場合、デザインの全体的な形状が明確でなく、省略した長さの表示が必要であると認められる場合には、省略箇所の図面上の寸法を、「デザインの説明」の欄に表示しなければならない。ただし、電線、紐、縄等のように、物品の構成主体ではなく、付随的な構成物の長さを省略する場合には、寸法の記載は不要である。

デザイン審査基準第4部第2章第2節17)に掲載されている図面の記載例

(例) 2行以上の曲がった曲線、二点鎖線及びジグザグ線等で切断しても工業上の利用可能性を認定



- ④ 一組に成された物品のデザインであって、片方の形態を図示する場合（デザイン審査基準第4部第2章第2節18)）

この場合、残り片方について、「デザインの説明」の欄にその説明を記載した場合には、その図面を省略できると解される。デザイン審査基準の同箇所では、「『靴』の図面に片方の形態のみが図示されており、他の片方に対する説明がないもの」について、工業上の利用可能性がないと認められる、という例が記載されている。

なお、一部の図面が提出されていない場合であって、図面のみでは物品の全体的な形態が明確に表現されていなかったとしても、経験則で補うことによって、当該デザインの要旨を把握でき、当業者がデザインを実施することができる場合には、そのデザインの表現は具体的なものであると認められるという<sup>26</sup>。

また、保護されるのは、図面等で表現されている部分のみであって、図面等で表現されていない部分については、ディスクレームされたものと解釈されるという<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> 各国の意匠の表現 74 頁参照。

<sup>27</sup> 意匠権の効力範囲 120 頁参照。

禁 無 断 転 載

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する  
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

請負先 株式会社 三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

電話 03-5157-2111 (代)

FAX 03-5157-2145

URL <http://www.mri.co.jp>

E-mail [design-convenience-ml@mri.co.jp](mailto:design-convenience-ml@mri.co.jp)